

処 分 の 概 要	行政財産の使用の許可
法令(例規)名及び 根 拠 条 項	地方自治法 第238条の4第7項
法令(例規)番号	昭和22年法律第67号
標 準 処 理 期 間	<p>総日数 10 日 (美幌町の休日を定める条例に基づく休日を除く)</p> <p>経由機関 日</p> <p>協議機関 日</p> <p>処分機関 10 日</p>
所 管 部 署 名	総務部 財務グループ 契約財産担当
審 査 基 準 の 内 容	<p>第238条の4 7 行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度において、その使用を許可することができる。</p> <p>【美幌町財務規則】 (行政財産の使用)</p> <p>第164条 行政財産は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、法第238条の4第2項又は第3項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、その用途又は目的を妨げない程度において、その使用を許可(町長以外の財産管理者にあっては町長の承認を得て)することができる。</p> <p>(1) 当該行政財産を利用する者のために、食堂、売店、その他の厚生施設を設置するとき。</p> <p>(2) 公益に反しない範囲の講演会、講習会、研修会等の用に供するとき。</p> <p>(3) 災害その他の緊急やむを得ない事態の発生により、緊急施設として短期間その用に供するとき。</p> <p>2 前項の規定による使用期間は、前項第2号の場合にあっては10日、その他の場合にあっては1年を超えることができない。ただし、更新を妨げない。</p> <p>3 第1項の規定により行政財産の使用の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した許可申請書を財産管理者に提出しなければならない。</p> <p>(1) 使用しようとする行政財産の表示</p> <p>(2) 使用しようとする期間</p> <p>(3) 使用の目的</p> <p>(4) 前号に掲げるもののほか、財産管理者の指示する事項</p> <p>4 第1項の規定により許可する場合は、使用者、使用財産、使用目的、使用期間、使用料、使用上の制限、使用許可の年消権若しくは変更権の留保、使用財産の原状回復の義務、財産使用上の賠償義務、その他必要な条件を付することができる。</p> <p>5 使用者が使用許可の条件に違反したとき、財産管理者は直ちに使用の許可を取り消し、又は停止することができる。この場合において、使用者が損害をこうむることがあっても、町は、その責を負わない。</p> <p>6 前項に規定するもののほか、公益上、町長が必要と認めるときは、いつでも</p>

	使用の許可を取り消し、又は停止することができる。
	審査基準の未設定理由 ア：審査基準が法令の定めに尽くされているもの イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
備 考	

処 分 の 概 要	行政財産の使用料の減免
法令(例規)名及び 根 拠 条 項	行政財産使用料徴収条例 第7条
法令(例規)番号	平成21年美幌町条例第15号
標 準 処 理 期 間	<p>総日数 10 日 (美幌町の休日を定める条例に基づく休日を除く)</p> <p>経由機関 日</p> <p>協議機関 日</p> <p>処分機関 10 日</p>
所 管 部 署 名	総務部 財務グループ 契約財産担当
審 査 基 準 の 内 容	<p>(使用料の減免)</p> <p>第7条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用料を減免することができる。</p> <p>(1) 国又は地方公共団体その他公共団体において、公用又は公共用に供するために使用するとき。</p> <p>(2) 町の指揮監督を受け、町の事務事業を補佐し、又は代行する団体において、補佐又は代行する事務事業の用に供するために使用するとき。</p> <p>(3) 行政財産の使用許可を受けた者が、地震、災害、水害等の災害のため、当該行政財産の使用の目的に供し難いと認められるとき。</p> <p>(4) 第3号に定めるもののほか、町長が必要と認めるとき。</p> <p>【美幌町行政財産使用料徴収条例施行規則】</p> <p>(使用料の減免)</p> <p>第4条 条例第7条第4号の規定に基づき町長が必要と認め使用料を減額し、又は免除することができる範囲基準は、次に掲げる場合とする。</p> <p>(1) 社会福祉法人等がその事務又は事業の用に供するため使用するとき。</p> <p>(2) 防災協定に基づき使用するとき。</p> <p>(3) 美幌町職員の福利厚生のため使用するとき。</p> <p>(4) 前各号に掲げるもののほか、町民の利益のための使用である場合又は町の事務の遂行上やむを得ないとき。</p> <p>審査基準の未設定理由</p> <p>ア：審査基準が法令の定めに尽くされているもの</p> <p>イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの</p> <p>ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの</p>
備 考	